



6月に昇給した為、9月月変の対象となる社員がいます。届出済の算定基礎届と同じ標準報酬月額となりますが「随時改定」の届出の必要はありますか？



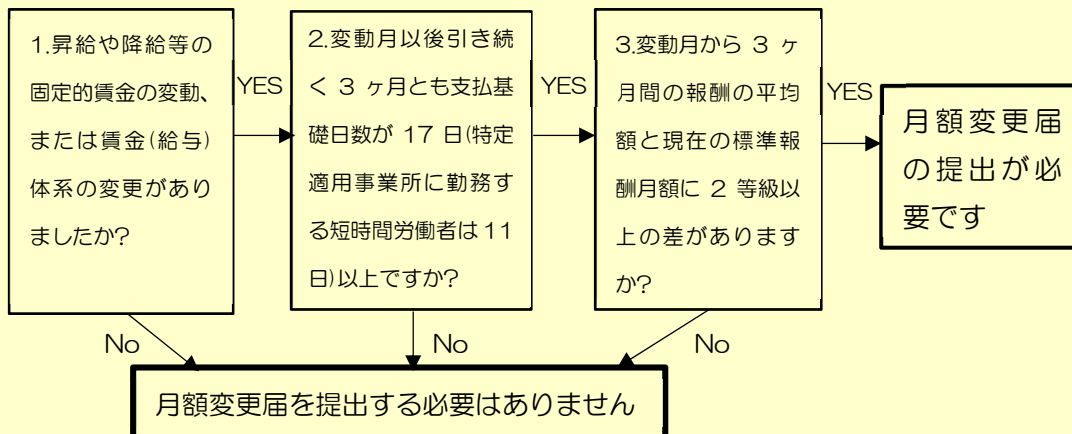
該当する場合は、「月額変更届」の届出が必要です。

★随時改定該当者★（健康保険・厚生年金保険）

「随時改定」

給与の固定給部分に変更があり、その変更があった月を1ヶ月目として3ヶ月の平均報酬額と、それまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が出た場合に「月額変更届」を提出して新しい標準報酬月額を算定します。4ヶ月目の保険料から新しい標準報酬月額によって徴収をします。この場合、翌月給与から控除している会社であれば5ヶ月目に支給される給与から新しい保険料を徴収します。

6月昇給の場合、昇給の6・7・8月の報酬の平均から標準報酬月額を求めます。その結果、従前の標準報酬月額と比較して2等級以上の差が出ている場合は、「月額変更届」を提出します。9月分の標準報酬月額から改定されます。保険料は、通常翌月給与から控除する為、10月の給与計算から控除することになります。この場合、定時決定と保険料の改定期期が重なりますが、この場合は「随時改定」の方が優先されます。



月額変更例)

従前標準報酬月額 190 千円 5月まで本給 170,000→6月～185,000

	本給	住宅手当	通勤費	時間外手当	合計
6月	185,000	11,000	12,800	11,500	220,300
7月	185,000	11,000	12,800	12,000	220,800
8月	185,000	11,000	12,800	11,000	219,800

報酬月額 660,900÷3=220,300→標準報酬月額 220 千円(9月改定)

該当する方は、

1. 固定的賃金が上がって、その後の3ヶ月間の給料の平均が2等級以上上がっている方
2. 固定的賃金が下がって、その後の3ヶ月間の給料の平均が2等級以上下がっている方

該当しない方は、

1. 固定的賃金が上がったにも関わらず、その後の3ヶ月間の給料の平均が2等級以上下がっている方
2. 固定的賃金が下がったにも関わらず、その後の3ヶ月間の給料の平均が2等級以上上がっている方
3. 月額変更届に記載すべき3ヶ月のうち、一月でも支払基準日数が17日未満の月があるとき